

防犯カメラ運用規程

伊万里市立東陵学園

第1条（目的）

本規程は、伊万里市個人情報保護条例の趣旨を踏まえ、本校に設置する防犯カメラを適正に運用し、児童生徒の安全確保および学校施設の防犯を図るとともに、個人情報を適切に保護することを目的とする。

第2条（設置場所）

防犯カメラは、次の場所に設置する。

- ・ 学校玄関周辺
- ・ 校門周辺
- ・ 職員駐車場周辺
- ・ 児童クラブ出入口付近

※教室内、トイレ、更衣室など私的空間となる場所には設置しない。

第3条（撮影の範囲および方法）

防犯カメラは、設置目的を達成するために必要最小限の範囲を撮影する。

常時監視は行わず、不審者の侵入防止や児童生徒の事故防止を図るため、記録映像による事後確認を目的とする。

音声は録音しない。映像のリアルタイム監視も行わない。

第4条（管理責任者）

防犯カメラおよび記録映像の管理責任者は校長とする。

管理責任者は、記録映像を適正に管理・運用するために必要な措置を講じる。

第5条（映像の管理および閲覧）

記録映像を閲覧できる者は、次のとおりとする。

- ・ 校長
- ・ 校長が必要と認めた学校職員

閲覧は、防犯、事故対応、不審者対応など正当な理由がある場合に限る。

第6条（映像の利用制限）

記録映像は、第1条に定める目的以外に利用しない。

教育活動の評価や、特定の児童生徒または教職員を監視する目的で利用しない。

第7条（保存期間および削除）

記録映像の保存期間は原則 60 日間とする。

保存期間を過ぎた映像は自動消去する。

ただし、事故、事件、不審者侵入などの対応で必要な場合は、事案が解決するまで保存期間を延長できる。

第 8 条（第三者提供）

次の場合に限り、記録映像を第三者に提供できる。

- ・法令に基づく要請があった場合
- ・警察など捜査機関から正式な要請があった場合
- ・人命や重大な財産被害を防止するため、緊急かつやむを得ない場合

第三者提供を行う場合は、管理責任者の承認を得る。

第 9 条（安全管理措置）

管理責任者は、記録映像の漏えい、滅失、改ざんを防止するため、次の措置を講じる。

- ・アクセス権限の設定
- ・パスワードによる管理

第 10 条（周知）

防犯カメラの設置および本規程の内容は、年度当初の PTA 総会で保護者に説明し、学校ホームページに掲載する。

地域には学校便りなどで周知する。

第 11 条（規程の見直し）

本規程は、法令の改正、社会情勢の変化、運用状況に応じて見直す。

第 12 条（漏えい等の報告及び本人通知）

本映像データの漏えい、滅失又は毀損等（発生のおそれを含む。）を知ったときは、速やかに校長が伊万里市教育委員会学校教育課へ報告し、その指示に従って個人情報保護委員会への報告及び本人通知等、関係手続を行う。

附則

本規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。